

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「週刊保健衛生ニュース 買入(年間購読)」	51:図書	有限会社社会保険実務研究所	802,500	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
2	毎日新聞・日本経済新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社岡島新聞舗	110,400	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
3	産経新聞(年間購読) 買入	51:図書	産経新聞大阪販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
4	朝日新聞(年間購読) 買入	51:図書	朝日新聞大阪販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
5	読売新聞(年間購読) 買入	51:図書	読売中央販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
6	読売新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社イールド・コミュニケーションズ	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
7	産経新聞(年間購読) 買入	51:図書	産経新聞日本橋販売所	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
8	朝日新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社A・N・S	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
9	毎日新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社大毎上町	51,600	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
10	鶏鳴新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社鶏鳴新聞社	13,200	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
11	読売新聞(年間購読) 買入	51:図書	読売中央販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
12	産経新聞(年間購読) 買入	51:図書	産経新聞大阪販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
13	朝日新聞(年間購読) 買入	51:図書	朝日新聞大阪販売株式会社	52,800	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
14	毎日新聞・日本経済新聞・大阪日日新聞(年間購読) 買入	51:図書	株式会社岡島新聞舗	135,000	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
15	メディカル&テストジャーナル 買入(年間購読)	51:図書	株式会社じほう	9,900	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
16	週刊 保健衛生ニュース	51:図書	有限会社社会保険実務研究所	38,700	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
17	乾式電子複合機(大阪市保健所5台)借入 (単価契約)(再々リース)	159:事務用品賃貸	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社	単価契約0.62円	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
18	令和5年度乾式電子モノクロ複合機(5台)借入(単価契約)	159:事務用品賃貸	エイトレント株式会社	単価契約11.0円	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-
19	令和5年度会議用テーブルほか1点借入	165:その他賃貸	山王スペース&レンタル株式会社	451,000	R5.4.1	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
20	食肉通信 買入	51:図書	株式会社食肉通信社	25,000	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
21	食品衛生研究 外1点 買入	51:図書	公益財団法人 日本食品衛生協会	75,804	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
22	薬事日報 買入	51:図書	株式会社薬事日報社	36,234	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
23	食品衛生学雑誌 買入	51:図書	公益財団法人 日本食品衛生協会	24,000	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
24	最新医薬品・医療機器等取扱法規の手引 追録112号、113号 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	7,601	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-

健康局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
25	雑誌「生活と環境」 買入	51:図書	一般財団法人日本環境衛生センター	6,600	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
26	Q&A廃棄物・リサイクルトラブル解決の手引き 追録 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	8,330	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
27	厚生福祉 買入	51:図書	株式会社時事通信社	54,120	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
28	日本農林規格品質表示基準・食品編追録 外1点 買入	51:図書	中央法規出版(株)	49,170	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
29	食品関係公正取引法規集追録 外2点 買入	51:図書	中央法規出版(株)	109,890	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
30	医薬品、医療機器関係実務便覧 買入	51:図書	新日本法規出版株式会社	10,063	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-
31	廃棄物処理実務便覧 追録 買入	51:図書	第一法規株式会社	42,446	R5.4.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G8	-

随意契約理由書

1 案件名称

乾式電子複合機（大阪市保健所5台）借入（単価契約）（再々リース）

2 契約の相手方

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年7月1日から令和5年3月31日まで借り入れた乾式電子複合機5台の契約期間を延長するものである。

国においては、新型コロナウイルス感染症について令和5年5月8日から感染症法における分類を2類相当から5類へ移行することとしており、この変更後の対応について引き続き厚生労働省において検討されていることから、本市の5類移行後の体制等もそれを踏まえて検討していくこととなる。

当面の間、現在の体制を継続するにあたっては、引き続きそれぞれの担当において複合機を設置する必要があるが、新たに1年間借入するより、現在の契約を延長することが単価の面においても経済的かつ合理的であることから、本契約の借入期間を令和6年3月31日まで延長することとし、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度乾式電子モノクロ複合機（5台）借入（単価契約）

2 契約の相手方

エイトレント株式会社

3 随意契約理由

本件は、保健所感染症対策課が使用する乾式電子モノクロ複合機の借入を行うものである。

保健所では、昨今の新型コロナウイルス感染症対策について新規感染者数の増減により保健所体制を段階的に強化するため、大阪市中央卸売市場の執務室設置時に乾式電子モノクロ複合機を借り入れた。

そのような状況の中、新型コロナウイルスにかかる感染症法上の取扱いについて、令和5年5月8日から現行の2類相当から5類へ移行することが令和5年1月27日に決定された。そのため、令和5年5月7日までは現行の体制を確保する必要があることから、令和4年度末までの契約期間が終了した後も引き続き乾式電子モノクロ複合機を借り入れる必要がある。

契約相手方の決定は競争入札により行うべきであるが、4月1日から借入を開始する必要があり、準備期間が不要である契約履行中の同社と契約することが業務の円滑な実施を確保するうえで有利と認められるため、入札による次期業者決定までの必要最低期限の期間である令和5年5月31日まで上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度会議用テーブルほか1点借入

2 契約の相手方

山王スペース&レンタル株式会社

3 随意契約理由

本案件は、船場センタービル内の保健所執務室で職員が使用しているテーブルおよび椅子（以下「什器」という。）を引き続き借入するものである。

船場センタービル内の保健所執務室では、土日祝時間外を含め終日疫学調査等の業務を行っており、職員が使用する什器は業務を実施するうえで欠かすことのできない重要なものである。什器の入れ替え・再配置は業務を中断する必要があることから、業務に大きな支障を生じさせ、ひいては市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、途切れることなく什器を利用する必要がある。

現在締結している借入契約は令和5年3月31日に契約期間が終了するが、新型コロナウイルスにかかる感染症法上の取扱いについて、令和5年5月8日から現行の2類相当から5類へ移行することが令和5年1月27日に決定されたため、令和5年5月7日までは現行の体制を確保する必要がある。

そのため、什器の入れ替えや再配置によって業務を中断することなく、令和5年4月1日以降も什器を借入することができる相手方は上記事業者以外にないため、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0643）